

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)午後二時五分開会

委員の異動
本日委員木下友敬君辞任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 阿具根 登君
理事 勝保 稔君
木島 虎蔵君
山下 義信君

委員

有馬 英二君
草葉 隆園君
齋藤 昇君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
西岡 ハル君
西田 信一君
横山 フク君
片岡 文重君
田中 一君
藤田藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君

委員外議員

大矢 正君

國務大臣

石田 博英君

政府委員

労働大臣 内藤豊三郎君
文部省初等中等教育局長

労働大臣官房長 澁谷 直藏君
労働省労政局長 亀井 光君
労働省労働基準局長 堀 秀夫君
労働省職業安定局長 百田 正弘君
事務局側
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件
○けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案(大矢正君外六名発議)
○労働基準法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名発議)
○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿具根登君) 開会いたしました。
委員の異動を報告いたします。四月十八日付をもって木下友敬君が辞任され、その補欠として田中一君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案、労働基準法等の一部を改正する法律案、右二案を一括議題といたします。
質疑を願います。

○山本經勝君 労働大臣にお伺いを申し上げます。実は、この委員会で、けい肺法一部改正の問題を審議しておりまして、のみならず、昨年の臨時国会

以後、委員会の際に、数度にわたっていろいろと御質問を申し上げたんです。この法律の成立当時に、付帯決議が四項目にわたってついておる。そこで、当然、その問題については、労働省としては、審議後に諮問をして、何らかの答申を得られなければならぬ性質の問題である。それからさらに、本法が施行後、すでに三年になつて参る。そうしますと、いろいろな欠陥等も出て参りましたから、そこで、質疑あるいは要望等もいたして参つたんです。が、さっぱりその審議会の答申なるものが得られないという実情にある。これは、少くとも、この法律の本来の目的であり、また性格であるこの不治の病にかかった人々は、つまり、職業のゆえに不治の病にかかつて、現在の医療制度下では全快することが不可能な実情である。であればこそ、この法律が成立します当時に、人道的見地から、何らかの特別保護が必要であるということが一致して叫ばれたし、また、その意味においてこそこの法律が成立したと思ふ。そういう重要な法律が、当然審議会の議を経て、何らかのままとつた改正なり、あるいは必要な措置が労働省から出されるものと期待をしておつたのですが、残念ながら、申し上げる通りに、審議会は一向に進行をせず、しかも、聞くところによりますと、昨年以来審議会はずかしく二回しか開かれておられない。こういう実情のように伺う。せんだつても、審議委員の各位を参考人として出席を求め

て、そうしていろいろ意見を聴取したわけですから、そこで、大臣としては、少くともこの問題に直接最高責任者でありますから、どういふふうにお考えになつておるか、この点からまずお伺いを申し上げておきたい。
○國務大臣(石田博英君) 審議会の結論がなかなか得られないことは、非常に残念であります。できるだけ早く審議会の結論を得て、付帯決議の趣旨を生かすようにしたいと思つておられます。しかし、一般的に申しますと、この病氣は、現在のところ不治の病と言われておるわけでありまして、非常に重症の重い人々についての処置は、けい肺法の示す期限を越えても何か処置をしなければならぬという考え方のもとに、法改正の準備とあわせて、その法改正に至るまでの経過的な措置についても、できる限りのことをいたすように、今方途を研究いたさせておる次第であります。

○山本經勝君 昨年から今日まで、この審議会の開催になつた実情等を、これは、局長の方からやや詳細に御説明を願つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) けい肺審議会の開催の状況につきましては、昨年におきましては、当時会長でおられた、また現在も会長でおられますが、勝木先生が外遊され、また、労使関係者の委員の方も、国際会議等で出張されるというようないことがありました。そのため、昨年におきましては、その開催がほとんどなかったわけでございます。

しかしながら、昨年の秋に新らしい任期の委員を改選いたしました。昨年の十一月末にけい肺審議会の開催状況は相当活発な状況でありまして、昨年の十一月末以来現在まで、五回開催しておるようでございます。その間におきまして、いろいろな問題もあわせまして、この付帯決議の処理の問題につきましても、検討は願つたこともあるわけでありまして、労働省、それから中立の意見が必ずしも一致しておりましたために、今日に及んでおるわけでありまして、しかしながら、この問題の処理も緊急を要すると思つたので、最近の総会におきまして、近く、なるべくすみやかな機会に、この問題のための小委員会を再開いたしました。具体的に議論を詰めていく、このような予定になつておるのであります。

○山本經勝君 そうすると、今の局長のお話ですと、昨年十一月から年末にかけて五回審議会が行われた。それからさらに、今年に入つて、小委員会を設けて審議をしておいでになる。そういったしますと、最近はやつておられるというふうに見受けられぬこともないでしょうが、私の直接聞くところによりますと、関係委員の側から、特に労働側の委員の皆さんから、強力な開催の要求が最近出ているはずですよ。それについてはどういふ処置を講じられたのか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、先ほど申し上げましたように、十一月末以来五回開催いたしてお

るわけでありすが、先ほど申し上げましたように、小委員会をなるべくすみやかに開催したいということで、準備をしておるわけでございます。ただ、その間におきまして、実は三月から四月にかけて、決算期であるということのために、使用者側の委員がなかなか都合がつかない。それと同時に、四月に入りまして、産業医学学会が開かれたために、公益側の勝木博士、それから南博士の都合がどうしてもつかないという状況もありまして、延びておるわけでございますが、最近になりましてそのような事情もなくなりまして、至急開く予定で、目下準備しておるのでございます。

○山本経勝君 なるべく早くということとは、まことに幅の広い話で、月に一回開いても、あるいは二カ月に一回開いても、今お話のように、委員の一人一人の御都合等もあることもわかるのですが、そういうことが理由になつて結局審議会が開かれぬ、あるいは小委員会が開催できない、こういう実情は、たとえ付帯決議の内容につきましても、いずれもこれはずいぶん前の話なんです。この内容に沿う行政的の措置が当然講じられなければならないと思うのですが、この点は大に伺っておきたい。付帯決議というものは、大体最近非常に軽視される傾向が私どもも見受けられてかなわぬ。これは、付帯決議というものは、申すまでもなく、少くともこの法の制定当時において、予想された状態が法の条文に明記することができなかったために、審議の過程で付帯決議という結果を作っていると思う。しかも、これも満場一

致で、全会一致で成立した法律でございますから、勢い当然政府としては、講じなければならぬ応急の措置であつたと思うのですが、すでに申し上げたように、三年も経過した今日、なおかつ、この付帯決議の内容なるものが何らかの形で、たとえば三十三年度予算の中でどういふふうに見当らぬ。この点、付帯決議に対する見解を一つ明確にしたい。○國務大臣(石田博英君) 付帯決議の趣旨を尊重して、できる限りすみやかに具体的措置を講じなければならぬことは、これは申すまでもないのであります。この問題につきましても、この肺審議会の結論がなかなか得られなかった事情は、たゞいま政府委員からお答えをした通りであります。なお、付帯決議の趣旨については、具体的な予算措置につきましても、政府委員からお答えをいたします。

○政府委員(堀秀夫君) 付帯決議の中にごさいます転換給付の問題、それからスライド制の問題につきましては、これは、労使、公益の委員の意見がいまだ一致いたしませんので、その具体的な予算は、三十三年度予算に計上してあります。就労施設の問題につきましても、やはり審議会において審議を願つておるところであります。省の方といたしましては、三十三年度の予算の中に若干額を計上してあります。それで、意見がまとまりますれば、さしあたりいかなる作業を行わせるか、あるいは入所者の家族をどうするか、あるいは入所者がかりに発病した場合に、家族を含めて本人の処置をどうするかというふうな諸種の問題を

検討いたしました上で、なるべくすみやかに実施したいと思つております。この内容につきまして、労使間及び公益の間におきまして意見がまだ一致しておりませんので、小委員会におきましてこれらの点を御検討願つた上で、努力いたしたいと考えております。○山本経勝君 そうしますと、国会で付帯決議をした、その決議の内容についても、これは、成立当時労働省として十分御承知なんです。ところが、この付帯決議の内容をさらに審議会に諮つてということはどういうことなんですか。これは大臣の方からお伺いしておきたい。

○國務大臣(石田博英君) その内容の具体的な実施の方法については、やはり審議会に諮らなければならぬことと存じておるわけでありまして、方向として、大筋として、付帯決議を実施しなければならぬことは申すまでもないことではあります。その具体的実施の内容については、この法律の趣旨に基いて、審議会に諮るわけでございます。

○山本経勝君 この付帯決議の内容、これは、非常にはつきりこの第一項にいつておりますように、転換給付につきましても、すみやかに増額の措置を講ずべきである、こういうことですね。それからあるいは、今局長からお話のあった就労施設の設置については予算の措置を講ずる、ところが、こうした事柄は、審議会にあらためて諮らなければならぬような問題ではなくて、少くとも政府が積極的に、この非常に気の毒な不治の病にかかった労働者に、もしあたたかい親心があるとするなれば、少くともそれらの措置は、審議会

に諮つて、そこで審議をしてやらなければならぬというふうなものではなくて、審議会よりも、私は、国会の方が責任もあるし、同時に権限を持つておると考へる。そういう事柄をどうしてその長たらしい、あるいは昨年なんかほとんど開かれておらない、十一月末から辛うじて五回ばかり開いたというふうな審議会にまかしておかなければならぬのか。このことは、かわつた意味で言へば、けい肺に関するこれらの労働者の気の毒な状態に対して、これは少数だから問題にする必要はないというお考え方なのか。もしそうでなかったら、少くとも審議会にすみやかに結論を求めて、何らかの措置をとるといふ、私は積極的な意図があつてほしいと思つたのですが、労働大臣としては、どうお考えになつておるか、伺いたい。

○國務大臣(石田博英君) この法律の中で、けい肺に関する重要事項は、審議会の意見を聞かなければならぬというようになつております。付帯決議の条項を具体的に生かしますためには、法改正を必要とするわけでありまして、従つて、法改正ということは、けい肺について最も重要な事項の一つでございますから、けい肺審議会の意見を聞かなければならぬということになつておるわけでございます。しかしながら、これがなかなか結論を得られないという実情は、先ほど申しました通り、きわめて遺憾なことだと存じておるわけでありまして、こういう結論が得られないという事情のもとにおきましても、けい肺法の規定する期限の過ぎた者に対して具体的に適切な処置をとるよう、早くから研究を命じ

ておつた次第でございます。なお、たゞいま政府委員から説明を申しました通り、いろいろの事情も差し迫つて参りましたから、文字通り、及ぶ限りすみやかに結論を出してもらつたように、重ねて督促をいたしたいと思つております。

○山本経勝君 そこで、根本問題としては、今の大臣の御答弁で了解いたしました。問題は、現にこの法律によつて、目下療養中の人々が逐次二カ年の療養期間が切れて、そうしてどうにもならない状態に追いやられて、しかもこの前一二つであつたか、はつきり記憶しませんが、この委員会で、昨年の自殺者が出た問題等も引例を申し上げたつもりなんです。そういう非常に悲惨な状態に追いつめられつた問題は、もう少し積極的な解決策、あるいは具体的な対策を推進すべきであると思つたのです。その点、局長はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) たゞいまお話しがありましたように、いろいろ根本問題は横たわつておりますが、それと並びまして、特に二カ年間のけい肺保護法による保護期間が終了いたしましたにもかかわらず、なお非常に気の毒な状況にある患者の方が相当出ておられるのであります。この点につきましても、人道上の見地からもゆるがせにできないものであるとわれわれは考えまして、この解決のために、鋭意努力しておるわけでありまして、さしあたり

の措置をいたしましては、根本問題は別といたしまして、労災保険等の施設等を利用いたしまして、気の毒な状況にある方で、しかも保護措置の期間

を

が切れるという方向につきましては、事実上療養を継続させる、このような方向で、三十三年度におきましても若干の予算措置を講じてあるわけでありまして、これにつきまして目下検討しておりますが、今後におきましても、さしあたりは過渡的な措置といましてこのような措置を講じまして、それによって、まず当面保護期間が経過したにもかかわらず、非常に気の毒な状況にある方々は、ぜひ事実上療養が継続されるように配慮してあげたい、このように措置してあるわけでありまして。

○山本経勝君 これは、局長十分御存じだと思っておりますが、昨日こういう資料をお配りになった。これは、今度社会党が提案をいたしました改正案を中心にして組み立てられた法改正に伴う予算……

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの資料、実はわれわれ存じておりませんが、話を聞いてみますと、これは委員部の方からお配りしたということでございます。提案の説明の資料としてお配りになったものであろうと存じております。

○山本経勝君 私は、今の局長のお話、きわめておかしと思う。先日労働省から持ってきた見えた原本はこれなんです。ごらん下さい。そうしてこれと同じものがプリントになったというだけなんです。内容においては、私は労働省から出したものだと思うのですが、違いますか、局長。これはかつて、どなたでしたかね、お宅の課長さんが持ってきたか、会館の部屋で御説明になった資料なんですか。それがたまたま、同じものが調査室にあったの

で、委員会が審議をされるからプリントにして回された、こういうことではないかと思う。少くともこれを局長さんが知らないという事は私はないと思う。どうなんですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、今回のけい肺法改正案を実施すればどのくらいの経費がかかるかというふうな内々のお尋ねもありません。それに關して、私どもの方から非公式に御説明を申し上げた事実はあるわけでございます。そこで、われわれの方といたしましては、かような見地から、非公式な推算はしておりますが、その資料をもとにされまして、調査室等でこの資料をお作りになったものと思っております。内容につきましては、これは突き合せして見ませんが、ちよつとはつきりいたしません、ただいま拝見いたしますと、数字等につきましては若干の違ひがあるようでございます。その点につきましては、後ほど調査してお答え申し上げます。

○山本経勝君 それで、まず確認をしておかないと、私が御質問申し上げるのに実は底なしのような格好になって困るわけですね。後ほどでは困るのであつて、局長さんが今おっしゃったように、労働省から要求があつて出たのか、あるいはどうか、私も存じませんが、しかしながら、労働省の課長さんがお見えになつて、説明になつたことだけは事実なんです。私が会うていいですか。会うて聞いているのですから。そういうことは、いいかげんなことを申し上げているんじゃないんです。それで、これは労働省

から出ているのだという事は間違いないですか。

○政府委員(堀秀夫君) われわれの方の推算によりまして、一応御面……

○山本経勝君 そういふ説明を聞いているんじゃない。この資料は労働省から出ていることは間違いないかという事を聞いておる。

○政府委員(堀秀夫君) この点は、ただいまちよつとこの数字を見ますと、われわれの方で推算いたしました数字と若干違つておるように思ひます。従いまして、私どもの方の資料がそのまま出ているのではないかと考へます。

○山本経勝君 調査室はおりませんか。一応確認して下さい。

○委員外議員(大矢正君) 昨日印刷いたしましたお手元に配付いたしました、改正案に伴う所要経費の概算というものが、提案者といつたしましては、昨日もお答えを申し上げましたように、初年度ないしは二年度まで程度の予算であります。まあ百パーセントと申しますが、何分にも平年度と言われますと、その平年度を一体いつに基準をとるかという事に發展をいたします関係上、なかなか数字をとらえがたい……

○山本経勝君 ちよつと待つて下さい。お答え願ひたいのは、この資料がどこから出て、どういふふうになつたかという事を伺つておる。

○委員外議員(大矢正君) この資料は、私は、特別こういふ内容のものを配付していただきたいというお願いはいたしたわけじゃないんですが、承るところによりまして、労働省の、人

員等のある程度の数を基礎といたしまして出た内容である、こう考へておりました。これは、調査室の方で出されたものと考へております。

○山本経勝君 ちよつと、労働省はこの資料を一つごらんいただきたい。これは、私がいただいた資料なんです。が、間違いないかどうか、ちよつと見てもらいたいですね、突き合して。これによって質問を申し上げておるの、食い違つておるのかおかしいです。間違いないですか。

○國務大臣(石田博英君) 今、突き合せておきます。

○斎藤昇君 今に關連しまして。きよ、この配付せられた資料によつて、提案者からわれわれ説明を聞いたのです。ところが、この資料はどこから出たかわからぬというので、どこでどうして作つたかどうかわからぬという提案者の説明では、私は、この資料によつて審議することができないので、もう少しはつきりした……

○委員外議員(阿具根登君) この説明があつたと思ひますが、提案者の方からつかんで出してあります。あとのやつは、調査の方から出たものでございまして、これは、労働省が出されたものを基礎にして出されたものであつた。こういうことを今大矢君が言つておるの、どこから出たものかということ、どこの質問の焦点になつておるものと私思つております。

○山本経勝君 突き合せてすぐできるのですか、できないのですか。こういう怪文書がある。積算の基礎等について重大な問題を含んでいる。私の手元に

ある限り同じものが、わざわざ労働省から課長さんお見えになつて、私の会館の部屋で御説明いただいた資料なんです。これは、基準局から出ていることだけは確実なんです。これと、今のこのプリントを私が突き合せた範囲では、ほぼ変りはないと思ひます。多少金額の点で違ひがあるようですけれども、もしこの資料を基礎にして出されたものならば、私は、一応労働省が提出された資料だと受け取る以外に方法はな

いではないですか。

○委員外議員(阿具根登君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員外議員(阿具根登君) 速記を始めて下さい。

○山本経勝君 局長さんにお伺ひしたいのですが、いわゆる療養給付、これは、一応資料が来るまでに御質問申し上げておきたいのですが、今お出しになつた資料によつて、口答の御説明をいただきたいと思ひます。

○委員外議員(阿具根登君) ちよつと速記をとめて下さい。

の間の実態が明らかにならないことはいらないと思う。その点について、どういう実情であるか、御説明を伺っておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) けい肺健康診断につきましては、けい肺保護法の定めるところにより、最初の三年度は国が実施することになっております。その結果は、昭和三十年と三十一年度につきましては、けい肺健康診断の結果は明らかになっております。そのけい肺の健康診断を実施いたしました労働者数は二千八百七十五百四十一名、うち正常と認められるものが二十五万二千三百七十名、第一症度が二万八千四百十三名、第二症度が三千百十三名、第三症度が千六百三十八名、第四症度が千二百三十一名、労働者の異動等による審査不能の者が七百五十九名でございます。昭和三十一年度につきましては、実施対象者は約五万五千名でございますが、これは、目下本省に、地方審査が終了し、送付を受けておる者が、そのうち約一万八千五百名でありました。目下その送付を受け、これによって集計を実施しておるわけでございますが、その結果は、三十二年度につきましては、本年の七月ごろには一応の集計が完成する予定になっております。

○山本経勝君 局長さんに重ねて伺いますが、けい肺の動態ですが、一応私がこの前の委員会で資料の請求をしたのですが、これ一部しか持っていない。これもやはり委員の皆さんに配っておかれなければ、注文して、委員会で要求したら、要求した者だけに資料をやるということはどうもけい肺から思う。私も、これは一つの席上

でこうして審議をするので、同点の把握というものは困難であり、また、この点はどうか、御説明を伺いたい。

○山本経勝君 おかしいですよ。この委員会が動態を明らかにしてほしい。それを必要な資料を出して下さい、ということをお願いした。何回も要求して、そこをやつて……今渡っておらぬとおっしゃるが、出たのが、たったこれだけの三枚のプリントなんであり、これは、十月までは一応明らかになっておるが、この間お話をあつた。ところが、その分はついていない、三十二年と三十一年の分だけしかついていない。ですから、さっぱり見当がつかない。しかもこれは、たとえば、ただいまお話をあつたように、四年度という者で千二百三十一名、この人々があるいは療養その他の休業等の状態になっていると思う。あるいはこの三年度の千六百三十八名という多数の人々の配置転換か、何らかの措置が講ぜられるように法律上なっているのだから、そういうものがどういふふうになつておるかということが、

いゆる動態と私ら申している。ところが、三十一年、三十年の数字だけ羅列した資料しかいただいていない。これは大臣、どういふふうにご覧になって、資料を出し渡しておられるとしか受け取れない。これはどうか、御説明を伺いたい。

○山本経勝君 労災保険でもって療養を受けておる者が千四百四十九名、けい肺法による療養中の者が八百七十七名、そうすると、合計約二千二百二十名、すなわち、現在すべて休業療養をしておるわけですね。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、このほかに新しく最近入所された者もおります。それから、退院された者もあるわけでございます。現在の数字につきましては、これと若干の変動があると考えております。

○山本経勝君 それはそれでよろしいですが、そこで、基準局長にお伺いしたいのですが、大体現在言われた検査の結果だけわかりました。そうしますと、申し上げる場合に、当然配置転換、あるいはまた、配置転換といいますが、療養あるいは休業という状態になつておると思うのですが、そういう現在療養しておる者の数、あるいは休業しておる者の数、または転換を勧告した者の数、そういう数字を明らかにしてもらいたいと思つた。

○山本経勝君 労災保険でもって療養を受けておる者が千四百四十九名、けい肺法による療養中の者が八百七十七名、そうすると、合計約二千二百二十名、すなわち、現在すべて休業療養をしておるわけですね。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、このほかに新しく最近入所された者もおります。それから、退院された者もあるわけでございます。現在の数字につきましては、これと若干の変動があると考えております。

○山本経勝君 この退院されたというのはどれくらいありますか。もう少しこまかに伺いたいのですが、その退院というのは、いゆる病気が全快をして退院することもあると思うのですが、まあこのけい肺については、まずわれわれの知つておる範囲では、なおつて退院をしたというのを聞かない。そこで、法の定める療養期間が満了をして、おることができなくなつて出た人、そういう人々はどれくらいありますか。

○政府委員(堀秀夫君) さようでございます。

○山本経勝君 そうすると、少くとも三症度、あるいは二症度の中でもそういう必要がある人々があると思うのですが、三症度だけを見ても、千六百三十八名という多数がある。その中のわずか五十四名が勧告されたというところは、一体どういう原因があるのか。その点を、局長の方から詳細な説明をいただきたいと思つた。

○政府委員(堀秀夫君) 配置転換の勧告をいたしました場合には、その基準は、けい肺対策審議会等にお諮りいたしました。それによって転換の勧告を事実上いたしておるわけでございますが、これにつきましては、御本人の御意見それから労働者側の御意見というふうなものを事前に伺ひまして、そうしてその上で転換の勧告を行なつてお

るわけでございます。従いまして、それによって勧告を行なった者の数字は五十四名になっておるわけでございます。

○山本経勝君 さらにお伺いをしたいのですが、審議会に諮って御決定になる転換の勧告ですが、この転換の必要があつても、あるいは本人がつまり粉塵作業から離れて、いわゆるけい肺症度の進行を阻止するような方法を本人が期待しておつても、少くとも転換をすることに於いて収入は低下するという実情もあると思う。そういうことのために転換を好まぬというようなこともあるやに聞いておるのですが、そういう点は、局長どうお考えになっておられますか。

○政府委員(堀秀夫君) さようなことはあると承知しております。

○山本経勝君 これは非常におかしい。そういうことはあると承知しておる。あるということを知知しておるということは、やむを得ぬということで見送るといふお心持なんでしょうか。この法律の精神は、少くとも基本的には予防にあつたと思う。あるいは、今改正しようとする問題点につきましても、ただ、かかった患者がまあ生きておる間療養を見てやろうと、あるいは給付を保障しようというふうなことの消極的なものを実は皆さんが求めておられない。むしろ粉塵作業によってこうした病気がかかって、死以外にないというふうな状態に陥るよりも、でき得るならば粉塵作業場を十分管理することによって予防をしたいということが根本だと思ふ。ところが、不幸にしてそうした状態に陥つたならば、さらに症度の進行しないうちに職場を転換す

ることによって、粉塵から離れて、幾らかでも安全な作業につかせたいという基本的な私は態度でなくてはならぬと思ふ。ところが、そういうものはありませぬというふうな話では、私は私に思うのですが、これは、きわめて局長さんの御答弁はけしからんと思ふのですが、それはそれでよろしいですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、この配置転換の勧告を行う場合に、どのような方法をとつたらいいかということをお使中三者構成のけい肺対策審議会に御相談をいたしまして、やはりこのような配置転換の勧告を政府がする場合には、労使間にまず相談して、労使間で転換の勧告をしないという者につきまして、配置転換の勧告を行つた。このような措置をきめておるわけでございます。ただ、実際問題といたしましては、この配置転換を行いますために、転換前の賃金と転換後の賃金におきまして、相当の開きがあることは事実でございます。この点はしかし、現在のけい肺保護法は、転換の場合には、転換給付として一カ月の転給付を支給する、このようになつております関係で、われわれの方といたしましては、現行法のもとにおきましては、配置転換の勧告を行う場合には、今のような取扱いをけい肺審議会にお諮りいたしまして、それによつて勧告を実施しているわけでございます。

○山本経勝君 今のお話は一応実態かもしりません。ところが、こういうことがこの法が成立する当時に論議をされ、予想されたからこそ、付帯決議

の第一項には、法第十条指定の転換給付についてはすみやかにその増額措置を講ずべきことというのがついておつたから、私は、審議会に諮つておられるが、一向に結論が出ておらないという、このなまぬるい労働者の態度、基準局当局の態度というものは、まことに法の精神を無視していると思ふのですが、そうではないのですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、国会の付帯決議の趣旨もあつて、われわれとしては、これを尊重して、この具体的実施を考へていくわけでございます。これにつきましても、やはりけい肺保護法の中に転換給付を一カ月、このようになつておるわけでございますから、これを増額するということには、やはり法律改正の問題になるわけでございます。この点につきましても、この点に関する重要な事項は、けい肺審議会の意見を聞くということにけい肺保護法の中にも明記されておるもので、われわれとしては、けい肺審議会にこの問題についてお諮りをしていくわけでございます。残念ながら現在まで意見が一致せず、結論が出ておりませんわけでございますが、われわれとしては、なるべくすみやかにこの結論が出てくることを望んでおるわけでございます。

○山本経勝君 これは、局長さんが望んでおられる、やはり進行するようになつて、推進をされる私は努力が十分ではなかつたかと率直に申し上げざるを得ないので。これは、たとえば去年できた法律というふうなことから、これは多少無理な注文かもしれない。しかし、これは、すでに三十年に成立をみて実

施になつておる。その間すでに三カ年を経過している。しかも、検診がどんどん進行して、非常に多数の患者があることが明らかになり、すでに転換を必要とする、少くとも法の精神にのつとつて考へるならば、早く転換をしたほうがいいと思ふ。ところが、一応現在の基準にのつとつて転換を勧告するとしても、ただそれが、けい肺審議会に諮つてやるというふうな手続的な点はやむを得ない、一応法律があるのですから、やむを得ぬといたしまして、少くともそういう状態においておののけい肺という考え方の方でやむを得ぬというお考えですか。私は局長さんにはつきりと伺つておきたい、これが特別保護法として制定されたゆえんのもの、初めに申し上げましたように、少くとも人道から見て、その職場が粉塵を防止することができなければ、いやおうなしに、その職場に働かざるを得ない、ある期間たつという状態のものは、ある期間たつという実情のもとに置かれておる。きのうちよつとはかの同僚委員からも御質問がありました。普通にかかる災害等とは全然意味が違ふ。あるいはその予防措置ができないならば、かかったならばすみやかに転換することによつて、症度の進行を防ぐという改善の措置をとられるのが当然だと思ふ。しかも、転換がわずかに二千名に近い多数の中で五十四名ですか、少数の人しか勧告されておられない。これは、本人が好まない。好まない理由は何かといへば、給与の低下がおのずから現われてきて、生活が困難になつてくる。あるいは家族の扶養が困難になるからというに違ひない。そのことは、局長もお認めになつてい

る。そうしたら、法の精神にのつとつて考へるならば、すみやかにこうした転換が可能になり、また、進んで転換をして健康を保持したいという心持が現実化するよう指導し、あるいは救済をしていかなければならぬ。そのことが私は基本的には法の精神だと思ふ。その法の精神はどうかとあれ、事務的に考へて、法の条文通りのことをやっておけばいいのだというお考えなのか。そこら辺が度の改正案を審議する場合の非常に重大なかぎになつてくるだろうと思ふ。一体これは、局長さんとしてどちらをお考えになつておるか、伺いたい。

○政府委員(堀秀夫君) われわれとしては、現行法のもとでは、この規定を実施するより仕方ないわけでありまして、いろいろまだ改善を要する点があるように思つております。ただ問題は、この法を実施いたしましたときに、その予算措置をどうするか、あるいは使用者に対する負担をどのようにするか、このような問題とかがあつて、この問題でございます。従つて、目下けい肺審議会等にお諮りして、検討を願つておるわけでありまして、われわれとしては、ただ単にそれだけにおまかせするということではなしに、それと並行いたしまして、現行法のさらに改善を要する点につきましても、あつては事実上の措置によつて補つことも必要でございますし、あるいは法律改正を今後要する問題もあつておると思ふのでありまして、その点につきましても、われわれとしても積極的

この内容の検討をしておるわけであり
ます。

○山本経勝君 局長さんが今おっしゃった、先ほどもお話があったのですが、現行法のもとではということなんです、現行法が不備であるから、改正案が議院によって提案を、この委員会が審議をしている状態なんです。そうしますと、今の局長さんのお話ですと、改善を要する点はお認めになっておりながら、審議会にばつとまかして、そこであらでもないころでもないところを回して時間がたつよう、そういう状態に放置しておくことがいゆる労働省の取るべき当然の対策ということではないことは、お認めになるでしょうね。

○政府委員(堀秀夫君) 審議会にお諮りいたしました、法律改正の問題については御検討を願うと同時に、われわれといたしまして、たとえば先ほど申し上げました、現在二年の経過期間が切れる、しかもなお気の毒な状態であって、さらに療養することが実際できないという方につきましては、法律によらないでも、事実上の措置といたしまして療養を継続させる、このような方途をわざわざ講じておるわけでありませぬ。

○山本経勝君 そうしますと、今の局長さんの言葉をそのまま引用して考えてみると、療養期間が切れた人々に対する措置というものは、どういうことが具体的に講ぜられておりますか。
○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、労災保険法の保険施設費を利用して、事実上労災保険の保険施設として療養を継続させる。こ

のように事実上の措置を講じておるわけでありませぬ。

○山本経勝君 実際問題について考えて参りますと、本人はけい肺にかかっている、療養をしている。そうすると、療養給付は、一応療養を継続させる状態である。ところが、その家族と、この家族が一体どうなるのでしょうか。家族がある場合には、家族はどうなるのです。
○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、特別保護法の適用を受けまする前に、千二百日の打切補償費を支給し、そのあとで、さらに二年間療養の給付と休業の給付を継続しておるわけでありませぬ。そこで、その二年が切れた後におきまして、事実上さらに気の毒な状態にあつて、療養が必要である、このような方に対しては、事実上の療養を継続いたします。御家族の問題につきましては、これはただいまの打切補償、あるいはそのほか、さらに国民健康保険その他の社会保険施設費等ともならみ合せ、このような問題について、われわれとしては、御家族の生活の維持につきましても、今のような総合的な運用によりまして、遺憾のないように期したいと考えておる次第でございます。

○山本経勝君 これは局長、打切補償というものは、あなたの方は、たとえば労働省が所管の省として、あるいは基準局長さんの方から別に思込んでやった金じゃないのですか。くれてやった金ではない。法の規定に基いて、打切補償として受けるべきその金を生活費に引き当てるといふことは、一体どういふことなんでしょうか。つまり、家族の生活

扶助に引き当てるといふことは、政府の取るべき政策ですか。
○政府委員(堀秀夫君) けい肺に罹患されて療養しておられる方の療養につきましても、ただいま申し上げましたように、事実上の療養措置を継続する、このようにしておるわけでございませぬ。その他の問題につきましては、一般の社会保障の問題とあわせまして、今後解決されるべき問題であると考えております。

○山本経勝君 この大体打切補償を取るといふことは、これは、その労働者にとつては、もう最終のものだと思つて、再び職場に復帰するか、あるいは新しい職場について生活の基盤を確立していくという見通しを持たぬこれは患者ですね。そうじゃありませんか。今申し上げたように病院で療養、これを努めて、回復をして、再び元の職場に復帰するか、あるいはそうでなくて、新しい職場にでもよろしが、職場について、生活の基盤を確立することのできる患者であるかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(堀秀夫君) けい肺に罹患された患者の方につきましては、大部分は、これは元の職場に復帰することは不可能な患者であると考えてます。
○山本経勝君 そうすると、その他の職場には、これはつけますか。
○政府委員(堀秀夫君) 自宅で軽い作業等をされる程度に回復される方はあると思つて、事実問題といたしまして、元の鉱業的な部門に戻つて仕事をされるというものは、まず現在ではむずかしい方がほとんどであると、このように考えております。

○山本経勝君 この軽い作業についておる、先ほどお話になった、退院した人は何名でしたか、七十何名でしたか。七十一名が三十二年十月現在で退院をしておられる、その退院をしていられる人で回復した人、それからさらに、軽い作業に従事しておられる人、そういうものの実態はどうなつておりますか。
○政府委員(堀秀夫君) 先ほど申し上げました七十一名という数字は、給付が終了された方でございます。二年間の期間が切れた方の数字でございます。このうちの一部分は、そのまま療養を継続されております。それから一部分は、自宅にお戻りになりまして、自宅で療養をしておられる、このようになつておるわけでございませぬ。

○山本経勝君 その自宅へ帰りまして、軽い作業をやつていられると言われ、それは何名くらいおられますか。
○政府委員(堀秀夫君) その点につきましてはいろいろ分類されるわけでございませぬ、寝たきりでおられるけれども、自力を弁じ得る者、あるいは家庭の雑用が少しはできる者、それから、軽作業可能あるいは従事中の者、このように分けられるわけでございませぬ、今通院しておられる方の患者については調べた資料がございませぬ、これは、四百七十名のうち、寝たきりで看護を受けておられる方が四名、寝たきり起きりして自力を弁じ得る方が百八十八名、家庭の雑用が少しはできる程度の方が二百四十三名、軽作業可能または従事中的の方が二十九名、普通労働に

従事中的の方が六名、以上のような数字になつております。

○山本経勝君 寝たきりで動けぬという人は四名で、死を待つばかりという姿で、それから自力というものは、手取り早く言えば、御飯を食べたり、トイレに通つたりすることができるといふ程度なんですか。要するに、生活のために、あるいは家族がしておる家庭の作業を、あるいは仕事といふことか、そういうものを手伝うということか、不可能な状態だと考える、そういうのじゃありませんか。
○政府委員(堀秀夫君) さようでございます。

○山本経勝君 そうすると、軽い作業といふのが二百四十三名あると言われるが、これはいゆる、むずかしく言えば、生産的な仕事といふんですか、何らかの賃金報酬等を得られる作業をさすのか。そうではなくて、たとえば周囲にある畑をいじくつたりするような程度のものなのか。そこら辺はどうなんでしょうか。
○政府委員(堀秀夫君) これは軽作業でございます、自宅の付近の草をむしつたり、あるいは、何と申しましるか、余暇を利用して、たとえばかごを編む等の手芸をやられるというような程度はできる、この程度のものでございませぬ。

○山本経勝君 そうしますと、大体今の数字を合せますと、約四百数十名になるようですが、この数字は、結局、帰つたけれども、退院はしたけれども、要するに生産的な仕事に従事をして、自分の家計をささえることは不可能だということに相なると思つて、これは間違いありませんか。

○政府委員(堀秀夫君) われわれが調査いたしましたところによりますと、以上のような数字でございませうから、大体お話し通りだろうと思ひます。

○山本經勝君 そうしますと、これは、直接家族が手をかけて、いわゆる看病をするという状態の者は四名程度と、こう見ることが出来るでしょう。しかしながら、その状態は、家庭に帰って、その家庭の家族から援護を受けて、辛うじて命をつないでいるという状態に置かれていて、こう考えざるを得ぬ。そうしますと、これらの生活問題というものが大きく浮び上つてくる。職場に復帰できない。あるいは新しい職場につく方法もない。またできない。辛うじて自分の身の回りのことをする程度、あるいは自分の気なぐさみに煙をいじくつたりする、あるいは手芸をしたりする程度のことしかできない。こうなりますと、せつかく療養をしておいて、療養期間が切れて、しかも自宅に帰った、退院をしたというけれども、それは重大な問題だと思ふ。これは、自分が好きこのんでなつたんじゃない。災害とはいへ、明らかに、この職場に継続的に作業を続けておるなことが予想される所におつて、そうしてけい肺にかかると、そうして法はせつかくあつても、これらの人にあたたくい手を差し伸べて援護することができない。あるいは保護することができない。であればこそ、この法改正というものは、まさに必要に迫られている、こういうことになつてくると思ふんですが、こういう状態で、なおかつ、この法改正は審議会の答申を待つてというまゝぬる態度でおられる局長さん

のお考え方は、どう考えましても解せないんです。これは、少くとも、直接法の条文あるいは規定等に照らして、事務的な処理をする機関であると労働省をお考えになつてゐるか。基準局をお考えになつてゐるか。そうでなければ、少くとも積極的にこれに対する対策を推進する責任を基準局長さんには帯びてゐると思ふ。そうでなければ、いわゆる労働基準を確立して、そうして労働者の生活を安定し、向上させるという大理想は、ただのから念仏にひとしいと思ひますが、局長さんはどうお考えになりますか。

○政府委員(堀秀夫君) その点につきまして、われわれも、人道的な観点から、このけい肺に罹患された患者の方の援護措置を万全ならしめ、さらにこれを今後向上させていくということは、これはぜひ必要であると思ひておられます。ただ、その場合におきまして、これをけい肺法の改正によつて行なつて、現在の体系の、国庫が二分の一、使用者が二分の一というふうな負担でいくのがいいか、あるいは社会保険的な見地からの考え方がよいのであるか、あるいは、それと関連いたしまして、けい肺のほかは、一、二の例を申し上げてみますと、たとえば両手両足を災害によつてなくなつた方、あるいは両眼失明の方、このような方に対するところの労災保護措置との均衡問題はどうかであるかというふうな点につきまして、検討をしなければならぬと思つておられます。われわれとしても、このような、ほんとうに産業災害のために非常なお気の毒な目に会つておられる方々の援護措置をさらに向上させるということは、われわれも熱

望しておるところでありまして、この点につきましては、十分に検討を続けるつもりでございませう。

○藤田藤太郎君 関連。一言だけ。私は、その熱情を持つてゐるという、不治の病であり、災害であり、内容をよくして、何とかしたいという気持を持つてゐると、先ほどから私はこう聞いておきますと、どうも十分に理解ができないのは、三年前にできて、付帯決議もあつて、必要だということをお基局長がここでおっしゃるなら、なぜ三年の間に、必要な分の労働省は改正案を出しにならなかつたか、いまだに審議会で結論が出ないというふうなことで三年の間、それは私は、もつとも、むずかしいと言われればそうかも知れませんが、こういう具体的な問題だから、そう三年もかかつて結論が出ないという問題じゃないと思ふ。それをここで答弁して、いかにも改正して、守らなければならぬというところをおっしゃるけれども、具体的な事実としては、今日三年たつて、まだなことが現実に出ていないというふうなことが現実に出ていないというふうなやうな思つてゐるとか、そう、それは、これはまあ言いわけにすぎないと思ふんだ、僕は横で聞いていて、なぜもつと早く今まで処置を講じなかつたか。今ここで、改正が必要ないわけとして、われわれも検討いたしておきます、何のかんのと、そういうことじゃ、国会審議というものに対して、特にこの付帯決議までつけた問題に対して、国会軽視と言われてもしょうがない事態に來てゐるのじゃない

か。私は、先ほどからずつと聞いていて、あまりそれは言いわけがましすぎるとは思ふ。これは、私は、労災保障というものは、たとえば、今の負担の問題についてもお話がありましたね。労災の關係では全額事業主が負担、これは半額負担でなければ、しかし、そのようにして特別の不治の病で、負担になるから、国家が半分負担するということ、これには社会性と、労働省は、専門家がかりたくさんおいでになるのだから、私は、こへ来てどうも言いわけだけを聞いているやうな感じを持つてゐるが、これは私は、今のやうな質疑に対する答弁じゃ、これはなかなか納得できないと思ふのです。だから、この法案の必要性和、労働省は、こでほんとうに法案を出して実現しようという者に対する答弁としては、まあ基準局長は、三年間おられたどうか知りませぬけれども、しかし、労働省全体としては、これはあまりこの問題に対して、今何と言われようと、三年も、それも付帯決議をつけたものを今までほうっておいたというところは、これは何と言われても、言いわけがましすぎやせんかと思ふ、どうですか、その気持は。

○政府委員(堀秀夫君) たいだいまいろお話しを受けましたが、私といふは、昨年着任以来、この問題については、全力を傾注しておるつもりでございます。そこで、法律改正の問題につきましては、これは、けい肺審議会に諮らざるを得ないわけでございます。その点につきまして、目下検討願つてゐるわけでありませう、ほんとうに気の毒な方で、二年の保護期間が切れたというふうな方については、さしあたり療養を継続する措置を事実上講ずるといふようなことをあわせて、私としては、最善を尽くしたいと思つておるわけでございます。

○山本經勝君 資料でございますか。そうすれば、資料が来ましてから、もう少し中身について伺つておきたいんですが、しばらく……。

○委員(阿具根登君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(阿具根登君) 速記を始め

本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、職業訓練法案を議題といたします。質疑を願ひます。

○田中一君 昨日に引き続き、二、三の点をお伺ひいたしますが、きょうは、文部省からだれか見えておりますか。

○政府委員(渋谷直樹君) 間もなく見えます。

○田中一君 昨日伺つたうちの百二十四という職種のほかに、必要においては伸ばそうという御答弁があつたように思ひますが、とりあえず事務当局として考へておられる職種はどういうものであるか、伺ひたいと思ふので

○政府委員(澁谷直藏君) 昨日大臣からも御答弁申し上げましたように、とらあえざる措置といたしましては、従来からの百二十四職種をそのまま階級いたしました。その後、新たにどのような職種をつけ加えるべきかどうかという点につきましては、中央に中央職業訓練審議会等も設置されましたので、その辺の御意見を十分拝聴いたした上で、必要に応じて逐次追加いたして参りたい、こういうふうにご考慮しております。

○田中一君 そういたしますと、ある職種は労働者なり、あるいは事業主が、

「委員長退席、理事山下義信君着席」

自分の職種を入れてほしいというような意向を持ちましても、それは中央審議会の方に申し出るのか、あるいは労働省の方に申し出るのか。その認定は、どういう形になさるのか。

○政府委員(澁谷直藏君) そういった、具体的にこの職種をつけ加えてもらいたいという希望があれば、中央におきましては当然労働省に、それから、地方におきましては、この行政を担当することになります都道府県の方に希望を出していただきまして、それを都道府県なり本省で検討いたしまして、ただそれを実際に取り上げるべきであるかどうかという点について、職業訓練審議会の意見を聞いて決定する、こういうふうになっております。

○理事(山下義信君) 田中委員に申し上げますが、文部省の政府委員が出席しました。内藤初局長が出席いたしております。

○田中一君 次に、第二十六条の技能

検定と受験資格というものに対する政府の意向は、どういう基準と、それからどういふ試験によってきめるか。

○政府委員(澁谷直藏君) 受験資格につきましては、第二十六条で規定いたしておりますが、その一つは、この訓練法によって定められておきますところの「公共職業訓練又は認定職業訓練」認定職業訓練というのは、事業内の訓練でございますが、このどちらかを修了した者で、この公共職業訓練と認定職業訓練とは、それぞれの訓練の期間も違いますし、それから、職種等も当然異なっておりますので、その訓練の期間の長短、それから、職種の内容に即応いたしまして、さらに具体的に、たとえば、公共職業訓練で一年の訓練を受けた者は、その後何年の実習を経た者が受験資格を受ける、そういうふうな細部につきましては、この第二十六条第一号によりまして、労働省令で具体的に定めて参るわけでございます。それから、第二号の方は、「前号に掲げる者に準ずる者で政令で定めるもの」それで、第一号だけで参りますと、この訓練法による公共職業訓練か認定職業訓練のどちらかを受けた者でなければ、技能検定を受けることができないこととなりますので、それでは不均衡が出て参りますので、この法律による訓練を受けない者であつても、たとえば、旋盤工として五年なり十年の実験の経験を持つておる、そういう人が技能検定を受けたらというものがあつては、一号に準じて受験資格を与えていく方が適當ではないか、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

○田中一君 そうすると、ことごとく政令による認定ということで理解してよろしいんでございますね。それから、国が法律によらないで訓練している技能者、たとえば、建設省にいたしますと、予算を相当取つてやつておられますけれども、機械を操縦する技能者ですね。何と云つてもいいか、建設事業開発青年隊といつてもいいか、これらの対象は、どういう認定を使われますか。

○政府委員(澁谷直藏君) そういつた、法律なり一つの制度の上に立たないで、いろいろな訓練が国なりあるいは地方団体なりその他民間におきまして、非常にバラエティを持つて行われておるわけでございますが、私どもは、この立法の精神から考えまして、できるだけ広範囲に受験資格を与えて参るようご考慮していきたい。ただし、この受験資格を与えるにつきましては、受験資格を持つておるというふうな認定できるだけの基礎がなければ、当然認めるわけには参りませんけれども、基本的な考えとしては、できるだけ広く受験資格を与えるように考えて参りたい、こういうふうにご考慮しております。

○田中一君 そうすると、ことごとく

○田中一君 そうしますと、指導員が自分の仕事をやる作業内で日々訓練をして、三年なり五年なりたつて技能を修得した者は、当然その対象となるというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(澁谷直藏君) そういつたような、たゞいまお話のあつたような状態において、三年なり五年の実験の訓練を受けておつたということが実際上確認できるならば、そういう者も、当然受験資格を得るようになると思つては、

○田中一君 その親方が指導員の資格がなくなつて、しかしながら、もう数年の経験を持つておる職人が、今のようない形式の青年をうちにに入れて訓練をした場合には、どういふ認定をいたしますか。

○政府委員(澁谷直藏君) 第一号の方の系統では、職業訓練指導員の資格を持つた者でない、訓練を担当できないことになっておられますから、第一号の方は当然そういうことになりませんが、第二号につきましては、そういう制限は一切ございません。

○田中一君 そういたしますと、もう一応の技術を持つておる者ならば、認定によって受験資格があるんだというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(澁谷直藏君) 先ほどもお答え申しましたように、第一号に準じて取り扱つておられますので、第一号の方に準ずるだけの実験上の訓練を受けておつたということが確認できることは、どうしても最小限度の前提条件となると思つては、

○田中一君 その確認の方法は、

○政府委員(澁谷直藏君) これは、たゞいまお答え申しましたように、非常に各種各様の訓練が行われておるわけでございますので、概括的に答へることはなかなか困難でございますけれども、その実情を調べて、その具体的な実情の調査の結果、第一号に準ずるに値するという認定が得られた場合には、これを第二号で受験資格を与えていきたいと思つておられます。

○田中一君 その認定の基準は、どういふ範囲のもので認定をするかということですか。これは、あなたがよく大体においてわかつておると思つては、

○政府委員(澁谷直藏君) 一般的に申しまして、一番客観的な基準の基礎となりまして、経験年数であろうかと考えておられます。

○田中一君 そういう具体的な御答弁を願へば、はつきりわかるんです。末端に参りますと、法文をそのままの解をいたしますと、あるいは条例その他でむずかしい考えを持ちますと、なかなかそれを認めてくれないことが多い。最近、数々指導員の免許を与えておる基準局では、これは、大幅な理解を持つておる所もございませうけれども、地方に参りますと、えてしてそういうことがある。ことに労働組合に入つておる者が、そういう申請をいたしますと、石田さんの方に属しておる知事さんがおる所では、往々にして認定をきびしくするということも実際にあるわけですか。

○田中一君 そういふ点は、十分に公

は……。(笑声)

○田中一君 そういふ点は、十分に公

平にやるように御指示願いたいと思つたのです。

それから、文部省に伺いますが、この職訓法に盛り込まれる考え方と学校教育の限界です。それを一つ明確にしたい。文部省の考え方と、ここに資料としてきょう配付されたところの「高等学校工業課程科目と技能者養成教育事項の基準との比較」というのが出ております。この内容から見て、これはまあ、幸いに、非常に労働運動に理解のある労働大臣がこれを一応提案したわけでありませうけれども、ひょっといたしますと、文部省との間に権限争いのものがある危険が多分にございまして、そこで、この内容をこらんにになりまして、文部省が教育の面において担当する面と、

○理事(山下義信君) お静かに願います。

○田中一君 この職訓法によるところの訓練との間に、正しい解釈をお互いに持ったからこそ提案されたものと思ひますけれども、当委員会の議事録に残す必要がございませうから、その辺を詳細に、明確に御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 文部省でいたしておりますのは、いわゆる初等普通教育、中等普通教育あるいは専門教育というものが中心でございませうが、主としてそこには年令で、まず、小学校を出てから中学校で満十五才になる。それから、十五才から十八才までが高等学校でございませう。御承知の通り大学が四年、こういう建前になっておりますので、一つはまず年令の点

が問題になるかと思ひます。それから、内容的に考えますと、文部省でいたしておりますのは、一般的、基礎的な教育でございませう。もちろん、大学に参りますれば、職業的あるいは専門的教育もございませう。そこで、労働省でお考えになっていらつしやる分は、むしろ現場に即した応用的な技術、こゝういふものが中心になるかと思ひます。

特にこの法律で規制されておりますのは、一般的に申しまして、この一つは事業内の職業訓練でございませう。この場合、企業と非常に密接な関係がございませう。ですから、文部省でやっておりますところの学校教育のような、一般的な基礎的な教育でなくして、むしろ企業に役立つような、応用的な教育になるかと思ひます。この部門の中でも、学校教育に相当する部門は、できるだけ学校教育とみなすように措置したいと考へまして、その面の重複は避けるようにしたい。

それからもう一つ、公共職業訓練所でおやりになる教育でございませうが、これはやはり現場の、社会の実際面から考へて、最も職業の需要が多いもの、こゝういふ点から特に選ばれた職種を訓練させるわけでございませう。この点では、学校教育におけるほど基礎的な一般的教育ではないと思ひます。こゝういふ点で、むしろ現実の社会で最も必要とせられてゐるような、単能工と申しますか、そういう意味では狭い技術だと思ひます。こゝういふ点で、学校教育とは私も重複はないと考へておるのでございませう。

○田中一君 そこでさらに重複がないとはいひながら、ある面は重複している面が相当な面はならないのです。で、定時制の専門の高等学校一年なら一年で終える。そうしてそれが、何らかの都合で、あるいはまた、定時制の高等学校を出るよりも、かえつて職業訓練所に入った方が、同じ三カ年でありませうから、卒業後の自分の社会的な安定というものが確保されるのではないかとこゝういふような考へを持って、一年を修業してやめて、そうして職業訓練所に入るという場合、何と言いますか、交流して、高等学校を一年やつたから、今度職業訓練所では二年に編入されるというような形の交流は考へておられますか。また、この法律ではどうなつておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまの定時制の中で、定時制で一年やつたといひますけれども、定時制の一年といふのはどういふ単位をやつたのか、実は、高等学校全体で八十五単位になるわけですから、その八十五単位をどういふふうに取るかといふことは、各学校できめておるわけですから、何単位を取つたから、今度は職業訓練所の場合に、それが何単位に相当するかといふようなことは、現在のところ規定はございませう。しかし私どもは、定時制に通つてゐる子供たちで、職業内の職業訓練を受けておる者が多いと思ひます。こゝういふようなものは、今後は何単位か職業訓練所を受けたものを高等学校の教育とみなすようにして、でございませう。高等学校の卒業資格を与えるに措置したいと思ひます。

○田中一君 通信教育の場合は、どう考へておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 通信教育につきましても、この定時制教育と通信教育、これを一つにいたしまして、そこで、今申しましたように、職業訓練の方で取つた単位は免除いたしました。定時制と通信教育であわせて取れるように措置したい。で、通信教育自体につきましても、従来は普通課程を中心としておりましたけれども、最近、特に科学技術教育の振興という点から、職業課程を大幅にふやして、通信教育だけで卒業ができるように措置したわけにございませう。

○田中一君 教育法第四十四条の改正がこの国会を通らぬ場合にはどうなつておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、なるべく早い機会にこゝういふふうに措置したい、ですから、この国会で時間が間に合ふければ、次の国会になるべく早い機会に御審議いただきまして、早く成立するように希望いたします。勤労青少年教育が充実できるようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 通らない場合でも、この法律案が通つた方がよいと、こゝういふ御希望ですね。これは労働大臣に伺ひます。

○國務大臣(石田博英君) それは、五円の品物が買えないからといって、一円の品物をあきらめるといふわけにはいきませうので、やはりこの学校教育法の改正が通らなければ、完全とは言えないかもしれませうが、やはり本体的に提案しておるような次第でございませう。

○松澤靖介君 ただいま内藤局長の説明によりませう、いわゆる定時制高等学校の問題ですが、所によつて、定時制教育も、前期、後期の二つに分れてゐる所がございませう。その前期を取つた場合において、後期の単位を訓練所の方で取るように措置を講ずるといふような便宜が得られないものでございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 実は、学校教育の体系と、今こゝらで御審議願つておる職業訓練の体系は違つたわけにございませう。これをどういふふうに関連を持たせるかといふことは、今後の私どもの課題だと思ひます。私どももいたしましては、勤労青少年教育機関、ことに勤労青少年教育機関で学校教育に準ずるようなものは、できるだけ広く学校教育の一環として取り入れたい。それによつて、残つたものを定時制なり通信教育で補充をいたしました。高等学校の資格を付与いたしました。かように考へておるのでございませう。

○松澤靖介君 そういたしますと、今御説明によりませうと、必ずしもその後期というものを訓練所の方に取り得ないといふことは、ないとも考へるのです。

○政府委員(内藤三郎君) その辺は、きめ方の問題だと思ひますが、特に私どもとしては、高等学校に準ずるような教育施設というものを指定いたしました。その指定されたところで受けた単位は、高等学校の教育の一部とみなされる。そこで、今お尋ねの前期、後期の点でございませうけれども、

後期の部分が全部その施設で教育でき
るかどうか、これは私、疑問だと思
う。その残った分は、何らかの形で、
定時制なりあるいは通信教育なりで補
わなければならないかと考えるのでご
さいませ。

○松澤靖介君 そうしますと、通信教
育なりで補えれば、そういうことはあ
り得るといふことに了解してよろし
うございませうか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 全部の施
設がそうなるかどうか知りませんけ
れども、高等学校の教育に準ずる施設
につきましては、そういうことが可能
でございます。

○片岡文重君 大体総括的な質疑は、
田中委員からされたようですけれど
も、なお、この法案を拝見すると、私
どもが知りたいと思う具体的な点、さ
らに相当重要だと思ふような点が、非
常に多く政令なりあるいは省令にまか
されております。このまかされておる
ところの政令なり省令の内容はすでに
きておるのかどうか、案が、まだ案ま
でいっていないとしても、せめて骨子
ぐらいはできておるのかどうか。ま
ず、その点からお尋ねしたい。

○政府委員(森谷道藏君) この法の施
行のためには、御承知のように、非常
に技術的な、専門的な内容を持つてお
りますために、その詳細な点は政令な
り省令に譲らざるを得ない、こういう
事情がございますので、相当程度のも
のが政令または省令に譲られておるわ
けでございますが、その政令、省令の
大体が、労働基準法あるいは職業安定
法の職業訓練に関する部分をこの訓練
法の方に踏襲するわけでございます。

で、大体の骨組みはあるわけござい
ます。しかしながら、今回それを総合
的に一体化して、職業訓練法を実施し
よう、こういうことございませう。こ
ういふことでは、そのまます踏襲した
のでは意味がございませぬので、その
点につきましては、職業訓練審議会に諮
問をいたしまして、万全を期して参り
たい、こういうふうに考へております。

○片岡文重君 この法律は、国会で成
立すると、たしか六カ月以内に実施す
るようになっておるのですが、昨年の
けい肺審議会の例も、これは、労働省
で諮問する各種審議会の審議の状況
というものは、はなはだスピーディ
とはちょっと申し上げかねるような状
態だが、この職業訓練法については、
そういう点、この法実施までには十分
間に合得る自身がおありになると思
うのですが、この点いかがですか。

○國務大臣(石田博英君) この問題
は、純技術的な問題が非常に多いわけ
でありまして、それぞれのお立場に
よつての意見の対立ということがほと
んどない問題でありますから、今まで
問題になりましたようなことはいない、
自信を持って、すみやかに成案が得ら
れることと考へております。

○片岡文重君 訓練を受ける生徒の間
題については、だいたい質問が進んで
おりますが、この生徒を訓練生を訓練
し、指導をする方の職員の待遇等につ
いて一、二お伺いしたいのですが、た
とえば、東京都の例などを見ますと、
私の聞いておる範囲では、約四百名
のうちに、正規の職員が百七十名し
かおらぬ。あとは臨時職員でやつて
おる。しかも、この二百二、三十名の
臨時職員のうち、時間講師がその大部
分である。こういうようなことでは、
十分自身の入った指導訓練は行われ
ないのではないか。やっぱりこの訓練所
における職員が、親身になって若い人
たちをめんどう見てくれなければなら
ぬのに、大部分が臨時職員であつた
り、時間講師であつたり、しかも、こ
れが非常な安い給料で使われておる。
ひどいことになると思ふ。その教
える方の給料よりも、卒業していつた
訓練生の方が初任給が高かつたりな
かしておる。こういう例が、実際に
は、東京都にはあるそうです。こうい
うことでは、なほはだ心もとないと思
うのですが、この指導所の指導員の待
遇の改善、ひいてはこれは素質の向上
という点にもなつてくると思ふので
ございませう。こういう点について、
大臣はどういうふうにお考へになつて
おられるか。現状の把握と、それから
今後の措置について、具体的に御所見
伺いたしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) この職業訓
練を大幅に実施いたしますにつきま
して、一番困難を来たしておりますの
は、指導員の問題でありまして、量、
質ともに望ましい状態でないものであ
ります。特に、御指摘の通り、待遇等
がよくない実情もございまして、指導
員を引き抜かれるというふうなことも
非常に多くございませう。そこで、指
導員の待遇を改善する、身分上の地
位を安定せしむるといふことがまず
第一必要でありませう。指導員の指
導能力の向上を確保する必要もある
と思ふ。本法案の中でその規定を設
けてあるわけでありませう。ただ、全
部を本職員にするという問題であり
ませう。これは、単に予算上の問題
その他では、

なくて、教科科目その他の関係から申
しまして、特に専門家を招聘しな
ければならぬというふうな事例もござ
いませう。必ずしも、時間職員ある
いは臨時職員があるというものが、
それだけをもつて全部が待遇劣悪な
事情にはならない場合もございませ
う。そういう特殊な例を除きましては、
やはり身分上の地位の安定と待遇の
改善を考へなけりませう。本法案の
目的を達成することができない、こ
う強く考へておる次第であります。

○片岡文重君 抽象的な点では、それ
でけつこうだと思ふのですが、結局、
素質を高めていくということになれ
ば、資格等に厳格な規制を当てるは
めるといふことも一つの手法ではあ
りませうけれども、やはり優先する
ものは待遇の面だと思ふ。

〔理事山下義信退席、委員長着席〕
大臣の言われるように、容易に引き
抜かれてしまふということは、結局、
そこよりほかにいい給与が与えられ
るからということなんでして、本来
ならば、その指導員になるような諸
君は、いわば俸給などよりも、その
子供たちを育てていくことに魅力
を感じる諸君が多いはずなんです
から、こういう諸君がやはり引き
抜かれていくことは、結局がす
み食つては生きていけないとい
ふ現実面に制約され、しぼられて
いくのですから、どうしてもさうい
う諸君をとどまらしめ、かつ、長
きにわたつて指導的な手腕を發揮
させるためには、相当優遇の道を講
じなければならぬと思ふのですが、
この法案を勉強さしてもらったと
ころでは、さういふ点については、
資格等について厳格に規制をする
条項はあるようすけれども、

も、これをどの程度に優遇していくの
かという点になると、私どもにはあ
まりよく了解できないようすです
が、待遇の面について、どうい
うふうにお考へておられるわけ
ですか。給与等の面について、
でき得れば具体的に指示をいた
だきたい。

○國務大臣(石田博英君) 御指摘の通
り、技術者を非常に要求するよう
な時代になりますと、それだけ技
能訓練の必要性も生まれて参ります
。それだけにまた、指導員の質、
量の確保が必要になる。ところが、
さういふ時代になりますと、教
える力を持つて居る技術者を
まず引き抜くというのが実情であ
ります。これでは非常に困ること
はなはだあります。これでは非常
に困ることではあります。さうい
ふ点から考へておられるわけであ
りませう。資格を厳格にいたし
ますことよりも、待遇をよくし、
身分上の地位の安定をはかること
が前提であると思ふのでござい
ませう。そこで、その質でござ
いませう。高等学校の教員程度の
質に引き上げることを目標にいた
したい。従つて、待遇その他も、
当然それに準ずるようになつてい
きたい、さう考へておられるわけ
であります。具体的な俸給表等につ
いては、これから研究をいたしたい
と思ふのでございませう。

○委員長(阿具根登君) ちよつと速記
とめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記つけて下さ
い。

○田中一君 文部省の局長が帰るさう
ですから、私の今質問した最後の締
めくくりをしてもいいです。そこで、
先ほど労働大臣に、解散いつかと聞
いたのですが、実際の法律に直接関
係ないからというふうな大臣の言葉
が速記

分である。こういうようなことでは、
十分自身の入った指導訓練は行われ
ないのではないか。やっぱりこの訓練所
における職員が、親身になって若い人
たちをめんどう見てくれなければなら
ぬのに、大部分が臨時職員であつた
り、時間講師であつたり、しかも、こ
れが非常な安い給料で使われておる。
ひどいことになると思ふ。その教
える方の給料よりも、卒業していつた
訓練生の方が初任給が高かつたりな
かしておる。こういう例が、実際に
は、東京都にはあるそうです。こうい
うことでは、なほはだ心もとないと思
うのですが、この指導所の指導員の待
遇の改善、ひいてはこれは素質の向上
という点にもなつてくると思ふので
ございませう。こういう点について、
大臣はどういうふうにお考へになつて
おられるか。現状の把握と、それから
今後の措置について、具体的に御所見
伺いたしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) この職業訓
練を大幅に実施いたしますにつきま
して、一番困難を来たしておりますの
は、指導員の問題でありまして、量、
質ともに望ましい状態でないものであ
ります。特に、御指摘の通り、待遇等
がよくない実情もございまして、指導
員を引き抜かれるというふうなことも
非常に多くございませう。そこで、指
導員の待遇を改善する、身分上の地
位を安定せしむるといふことがまず
第一必要でありませう。指導員の指
導能力の向上を確保する必要もある
と思ふ。本法案の中でその規定を設
けてあるわけでありませう。ただ、全
部を本職員にするという問題であり
ませう。これは、単に予算上の問題
その他では、

なくて、教科科目その他の関係から申
しまして、特に専門家を招聘しな
ければならぬというふうな事例もござ
いませう。必ずしも、時間職員ある
いは臨時職員があるというものが、
それだけをもつて全部が待遇劣悪な
事情にはならない場合もございませ
う。そういう特殊な例を除きましては、
やはり身分上の地位の安定と待遇の
改善を考へなけりませう。本法案の
目的を達成することができない、こ
う強く考へておる次第であります。

○片岡文重君 抽象的な点では、それ
でけつこうだと思ふのですが、結局、
素質を高めていくということになれ
ば、資格等に厳格な規制を当てるは
めるといふことも一つの手法ではあ
りませうけれども、やはり優先する
ものは待遇の面だと思ふ。

〔理事山下義信退席、委員長着席〕
大臣の言われるように、容易に引き
抜かれてしまふということは、結局、
そこよりほかにいい給与が与えられ
るからということなんでして、本来
ならば、その指導員になるような諸
君は、いわば俸給などよりも、その
子供たちを育てていくことに魅力
を感じる諸君が多いはずなんです
から、こういう諸君がやはり引き
抜かれていくことは、結局がす
み食つては生きていけないとい
ふ現実面に制約され、しぼられて
いくのですから、どうしてもさうい
う諸君をとどまらしめ、かつ、長
きにわたつて指導的な手腕を發揮
させるためには、相当優遇の道を講
じなければならぬと思ふのですが、
この法案を勉強さしてもらったと
ころでは、さういふ点については、
資格等について厳格に規制をする
条項はあるようすけれども、

なしで出ましたが、それならこの法律案が通って、教育法の改正というものは見送っていいということになるわけなんです。しかし、それでいいかどうかという問題が残ると思うのです。私は、定時制の学校に行っているというものはまあ貧困者、あるいは貧困者と言っちゃいかぬけれども、負担にたえない人間が多いと思うのです。そうして修学の熱意を持ちながら、体力的にも、あるいは金銭的にも、負担にたえずして休学するものが多い。これは、過去一年半なら一年半というものを学校に行つて、現在ではもう休学して二年たつてゐる。しかしながら、その当時取つた単位というものは若干あるという場合、今度の教育法の四十

四の改正によって、それらのものは単位を取つたというこの現実はこの法律に含ませて、取つたという資格を、その部分だけ認めて、そうして訓練所の二学級なら二学級に入るといふような措置をとつてほしいと思つて、これは、通信教育も同じです。そこで、そういう場合はどういふことに考へてゐるのか。

○政府委員(内藤馨三郎君) この職業訓練は、従来からやつていらつしやるわけです。私どもは、このせつかくやつてゐる職業訓練で、高等学校に準ずるような教育をする。これは、高等学校教育の一部とみなしてやる。そうすることによって、生徒の負担が軽くなって早く高等学校を卒業できる、こういうことになりすから、この職業訓練が充実して、各事業体でますますこれを振興させていだけば、私どもは、それだけ高等学校の卒業者が多くなるという結果になるので、非常に喜ばしい

と思つております。ですからこれは、従来からやつていらつしやることを今度集大成されて、職業訓練法を出されたわけです。このことによつて、私も直接は影響はないわけですが、文部省の学校教育法に基いて文部大臣が指定して、初めて高等学校教育の一部というようにみなされるわけでありすから、直接は関係ございません。そういう意味でございます。

○国務大臣(石田博英君) 今、田中委員のお話は、この文部省の学校教育法の一部を改正する法律案を逆に御質問されてゐるように思ひます。私の方は、実技を付与することが重点でありますから、高等学校ですて一年やつたからといって、一年免除するといふわけには参りません。その逆の、高等学校卒業の資格を獲得するのの便宜を与えようといふのでございすから、もちろん、学校教育法の一部を改正する法律案の成立は望ましいのでありますけれども、それがいいからといって、この法律案そのものの実体的目的を阻害するものとは考へておらないのでございす。

○田中一君 今、その逆のを言つてゐるのです。逆の場合はどういふことになりすか。逆に、定時制学校の途中でやめて、こつちに入つてくる場合……。

○国務大臣(石田博英君) 時間をこらんだだきましても、また、教育の実体的目的をお考えいただきまして、実技の修得、すなわち、平たい言葉で言つと、腕に職をつけるというところが重点でありまして、それにいろいろ、工業数学、物理その他のものについておたしまして、それに重点を置いてお

るわけでございます。高等学校の教育と重なりすものは、社会科と体育だけでありす。従つて、年限の中からそれを差し引くといふことは、實際問題として不可能でございますから、逆の場合、ちよつと適用いたしかねると思ひます。

○田中一君 これは、建設大臣、それから建設省がおらんから、的確な御答弁ができませんと思つたのですが、御承知のように、建築士法に、たとえば二級建築士試験の受験資格としてこうなつておるのです。二、学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する一年以上の実務の経験を有する者、二が「学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する三年以上の実務の経験を有する者、三として「都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者」、四が「建築に関する七年以上の実務の経験を有する者」、これが有資格者なんです。受験の資格なんです。それで、これは私は、職訓法が成立して、これが施行されて、これに重い負担をかけるという意味じゃございませんから、誤解しないで聞い

ていただきたいのですが、こういう建築士という資格を得るには、これだけの受験資格が必要だといわれている。一方この職訓法で一定の認定といふか、公認した者は、建築技能士といふような名称を与えられて、社会的にも一

つの国家資格が付与されるということになります。これはおおむね三年でございすしたね。

○国務大臣(石田博英君) 三年でございす。

○田中一君 三年という過程を経て、建築技能士といふ資格が与えられるわけです。あるいは建築技能士になるか左官といふ技能士になるか、あるいは大工といふ技能士になるか知りませんが、大工も、大工といふ建築関係は、建築技能士だと思つてゐる。そういういたしますと、社会的に受ける印象といふますか、またこれは、印象というよりも実態というものが、給与なり何なり社会的な処遇の差異といふものをどういふ形で認めることになるのかといふことなんです。なるほど、建築に關して考へてみますと、まず大工さんは、建築の職人は建築技能士といふ一つの資格が与えられる。同時に、現在でも、昨年の建築士法の改正によつて、本年度も約六万人近い大工さんが二級建築士の資格を与えられました。選考または審査によつて与えられたのです。それで、二級建築士が一級建築士の資格を取れる場合には、二級建築士の資格がないといふことになつておりますが、こういう場合に、単に国が資格を与える諸法律、これは無論、基礎は学校教育法になつております。学校教育法によるところのものが基準となつてき

めておるわけなんです。そこで今、労働大臣も、この法律は技能修得が主なんだと、こう言ひますけれども、建築士法では、建築に關する技術家に対して資格を与えるのだといふことになつておりますが、この法律は、技能者に

對して与えるのだといふことになつております。これは私は、単に建築だけを言つておるのですけれども、たとえば電氣にしましても、電氣の技術家といふものは、一級、二級、三級、——三級くらいであつたでしよう。たしかございすますが、そのために、國家試験制度をもつて資格を与えておる。これには、大部分のものが学校教育が基本となつて、下地となつております。そういうものとのバランスをどう考へるか。まあ學問でございすから、何か、人が五年かかつて一定の技術、學問、学校教育を受けて資格を取つた、おれは二年で取つたから、その方が得だといふて、便宜をはかつて、認定でもつて、どんな学校の卒業資格を与えるといふことは、これは問題もあると思ひます。しかしながら、今日のよう

に生存競争が激しくて、雇用関係も、それから企業にいたしましても、全く野放しな自由経済社会において、功利的な近道を走るというふうな傾向があるのではないか。また、そういうものを助長するような措置は、これは当然考へなければならぬじゃないかといふような気がするわけなんです。私は、今建設委員会にばかり行つておりますから、建設関係のものだけ言つておりますけれども、おそれる他の委員会が持つておられますところの各種の法律の中にも、類似のものがあつるとおるのじゃないかと思つて、そこで、そういう点について、文部省は十分に——何といひましても國家が与える資格なんでございすから、十分に他の國家が与える資格とを比較検討なさつて、社會に出て、社会的にあらゆる面の処遇なり、あるいは精神的

にも、この立場というものが合理的な価値を持つような形の姿にならなくちゃならない。こう思うわけなんであります。文部省は、十分にこういう点の御検討と、また、その各種の国家が与える資格の学問的な、学問といいますが、知能的な高さ低さというものの違い方を検討されたかどうか。もしも検討されたならば、電気の場合はこうこうであって、こういう工合にやる。あるいは、電気専門の学校はこうなっている。何といいますが、電気の二級何々、二級何々があるでしょう。そういうものの比較がどうなっておるか、御説明願いたい。

○政府委員(内藤三郎君) これは、直接他の技能検定等は、学校教育に關連してございませぬ。そこで、私どもが考えておりますことは、他の職業訓練なり、技術訓練なりをしたような施設で、どの程度教育履修したかということが問題になると思っております。この場合測定になるものは、単位は、やはり授業時間ですね、というものが中心になると思ひます。私どもは、高等学校の卒業を八十五単位とみておるのであります。一単位は、一時間で三十五週という計算をしているのであります。ですから、この時間数というもので他の訓練施設における教育を測定するわけでありませぬ。この測定によって、高等学校教育の何単位を履修したかというところをはかるわけでありませぬ。ですから、その場合に、普通の高等学校へ行った場合の修業年限、それから、技能者訓練でおやりになったこの年限というものが、アンバランスになつてはならぬという御指摘は、まことにごもっともであります。ですから私ども

は、双方で實際勉強した授業時間というものが中心に換算される、こういうことでございまして、今御指摘になりましたような他の資格と、技能検定の資格とは、学校教育は直接関係がないということをお願いしたいと思います。

○田中一君 そこで、今の学校の場合は、時間時間と言つておりますね。時間が一時間足りないために卒業する資格がない場合もあるわけでありませぬ。これも、一つの人物の能力を測定するに、ただ居眠りしても出て、いれればいいんだというふうなことで、まあで最近の国会みたいなもので、(笑)それじゃやはり学力測定にならないわけなです。特に職訓法というものは、技術にウェイトを置くということになるならば、この別の基準というものをやはりはつきりしなきゃならぬと思ひます。その基礎となるものは、やはり学校教育法によるところの基礎的なものがなければ、これらの科目も修得できぬということになりますと、そこで、さっきの基準というものをどういう工合に押えようとするのか。学校教育法は、今言つたように、出席の時間だということにすぎないわけでしょう。それじゃ、ほんとうの意味の社会に対して一人前の技術者として立つ人間を養うのではなくて、ただ学校教育というものは、きのうも言つていますが、日本のような大学が多い所はございませぬと、大学を出て、失業するために大学を出るようなところの訓練所を出る方が社会のためになり、民族のためになる人間になるわけなです。そういう点について

は、あなたの方で、ただ単に出席する時間によってのみ測定するというところであつちやならない。だからといって、この職訓法によるところの三年なり三年という期間だけが別のものだということになりますと、今の建築士法その他の国家の与えている資格の試験の基準から見ると、アンバランスになつちやならぬ。だからといって、職訓法によるところの修得者を、これを時間でもって制約して、資格を与えるのを延ばすというふうなことをしちやならぬ。こういうわけで、非常に矛盾があります。矛盾がありますが、その点を文部省でもって十分に御研究にならぬと、単なる国家の検定試験と、その学校教育と違つてはわかかっておりませぬ。社会にその青年が果立つて、民族に与える利益というものは、今の学校教育法によるものなんかゼロです。東京でさえ、今二十万、三十万という学校卒業生がいるんです。それよりも職訓法がすつといふんです。この予算をもつと導入して、三十万門くらいではなかつて、三十億くらいこの職訓法に持つてきて、実業教育をした方がすつと民族のためになる。だから、そういう点で、文部省でそういう研究をしていくかどうかという点に私は問題がある。その点について……きょうはさざわさわわして、もう帰りたい人がいるんじゃないかと思ひますけれども、(笑)

これは委員長、まだいいのですか。この点については、あなたの方で、文部省としては十分にお調べになつて、そうして検定試験を受ける者です。その技術を受けるには、その人たちはどういふ学校教育を受けてきて、ここに御答弁願いたいと思ひます。今ここで、あなたの上手な答弁を聞いても、私はだまされそうですから、お調べになつて答弁して下さい。その点、答弁を留保してかまいませんから、次回に譲ります。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

四月十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、調理師法案(草葉隆國君外四名発議)
調理師法案
調理師法
(目的)
第一条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。
第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

る。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条(高等学校の入学資格)に規定する者で、厚生大臣の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に關して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したものの

二 学校教育法第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う講習において調理、栄養及び衛生に關して所定の課程を修めたことを認定されたものの

三 学校教育法第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う調理、栄養及び衛生に關する知識及び技能についての試験に合格したものの
2 厚生大臣は、前項第一号に規定する調理師養成施設の指定に關する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。
(免許を与えない場合)
第四条 次の各号の一に該当する者に対しては、前条の免許を与えない。
一 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 素行が著しく不良である者
三 第六条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

(調理師名簿、登録及び免許証の交付)

第五条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、調理師名簿に登録することによって行ふ。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、調理師免許証を交付する。

(免許の取消)

第六条 都道府県知事は、調理師が第四条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、その免許を取り消すものとする。

2 都道府県知事は、調理師がその責に帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、調理師の免許及び登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第八条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(調理師会)

第九条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的として、調理師会を組織することができる。

2 調理師会は、調理師の指導及び連絡、調理技術の研究、調理師の福祉の増進その他前項の目的を達するために必要な事業を行う。

3 二以上の調理師会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、連合会を組織することができる。

(罰則)

第十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に都道府県知事の免許による調理士又は調理師である者は、この法律の施行後三年に限り、第三条第一項の免許を受けた者とみなす。

3 都道府県知事は、前項に規定する者又はこの法律の施行前に五年以上多数人に対して飲食物を調理して供与する営業又は施設で厚生省令の定めるものにおいて調理の業務に従事した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事の行う講習において、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識及び技能を修得したものに對しては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、同項の免許を与えることができる。

4 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第一項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

(栄養改善法の一部改正)

5 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(栄養指導と調理)
第十一条の二 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における調理は、当該施設が栄養指導員の指導を受けている場合又は当該施設に栄養士が置かれてある場合にあつては、それぞれその栄養指導員又は栄養指導に従つて行われなければならない。

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第五十二条の次に次の一号を加える。

第二十一の四 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に関して都道府県知事の行う講習及び試験の基準を定めること。

(第九條第一項第五号の次に次の一号を加える。)

第九條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 調理師法(昭和三十三年法律第 号)を施行すること。

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局